

■特定教育・保育施設の利用定員の設定について

1.利用定員

利用定員とは、認可を受けた教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)の申請に基づき、市の条例で定める運営に関する基準を充たす施設であるかどうかを「確認」するにあたり、認可定員の範囲内で、地域の実情や利用状況等を踏まえて、市が設定する定員となります。

2.利用定員の変更について

本市の教育・保育施設での令和8年度利用定員につきましては、令和8年1月26日開催の「旭市子ども・子育て会議」において、ご意見をいただき決定したところですが、施設からの申請により、下記のとおり変更を行います。

(1)認定こども園 旭幼稚園

旭幼稚園の利用定員については、これまでの利用状況や入所見込児童数等により設定したのですが、現在の在籍児童数が利用定員を大幅に下回っており、今後も利用定員を満たす入所児童数が見込めない状況であるため、下表のとおりとする考えです。

旭幼稚園の利用定員

(人)

	1号認定	2号認定	3号認定		利用定員 保育合計	合計
			0歳	1～2歳		
変更前	30	28	5	14	47	77
変更後	15	25	1	9	35	50
入所児童数 R8.6.1現在	15	21	0	6	27	42

【変更予定日】 令和8年8月1日～